

## 平成 28 年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱（案）

### 第 1 事業の目的

この補助金は、企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的とする。

### 第 2 事業の内容

#### 1. 企業主導型保育事業

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 5 9 条の 2 第 1 項に規定する施設(同項の規定による届出がされたもののうち利用定員が 6 人以上のものに限る。)のうち、同法第 6 条の 3 第 1 2 項に規定する業務を目的とするものの設置者が、「第 3」に基づき行う保育事業

#### 2. 企業主導型保育助成事業

公募団体が行う以下の事業。

- (1) 企業主導型保育事業の実施者に対し、当該事業に要する経費の一部又は全部を助成する事業。
- (2) 企業主導型保育施設（企業主導型保育事業を行う施設をいう。以下同じ）の設置者に対し、当該施設の整備に係る費用の一部又は全部を助成する事業。

### 第 3 企業主導型保育事業の実施方法等

#### 1. 事業の類型

以下の（1）から（3）までの類型により、事業を実施するものとする。

- (1) 一般事業主（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 69 条第 1 項に定める一般事業主をいい、一般事業主から構成される団体等（中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に掲げるものその他それに類するものをいう。）を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）が、その雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する事業所内保育施設（児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設のうち、同法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とするもの（同報第 5 9 条の 2 第 1 項の規定による届出がなされ、かつ、利用定員が 6 人以上のものに限る。子ども・子育て支援法に基づく確認を受けているもの、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けているもの及び地域医療介護総合確保基金の助成を受けているもの並びに市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき

運営費支援等を行っているものを除く。)以下、(3)において同じ)において、当該乳児又は幼児に対し、保育を行う事業。

(2) 保育を実施する者が自ら設置する保育施設(児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設(同項の規定による届出がなされ、かつ、利用定員が6人以上のものに限り、子ども・子育て支援法に基づく確認を受けているもの、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けているもの及び地域医療介護総合確保基金の助成を受けているもの並びに市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っているものを除く。)において、一般事業主と連携して、当該一般事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児の保育を行うとともに、必要に応じ、その他の乳児若しくは幼児を保育する事業。

(3) 事業所内保育施設の定員(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第49条の3第4号に定める利用定員をいう。以下同じ。)に余裕がある場合に、当該余裕部分(以下「空き定員」という。)を活用し、乳児又は幼児(事業所内保育施設の設置企業が雇用する労働者の乳児又は幼児を除く。)を保育する事業。

(4) (1)～(3)により難しいもので、公募団体が、当職と協議の上必要と認めたもの。

## 2. 事業の内容

### (1) 利用定員

事業実施者は、次の区分ごとに応じて、施設の利用定員を定めるものとする。

#### ① 従業員枠

施設の設置企業に雇用されている者の児童及び施設の設置者と連携した企業(4(2)により、施設の定員の全部又は一部を利用する契約を締結した企業をいう。)に雇用されている者の児童

#### ② 地域枠

①以外の児童(原則、総定員の50%以内。)

事業実施者は、利用定員を超えて保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における保育の需要の増大への対応等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

### (2) 対象児童

#### ①従業員枠を利用する児童

全ての保護者が以下のいずれかの状態にあること(うち、保護者のいずれかはアの状態にあること)。

ア 一般事業主に雇用されていること

イ 子ども・子育て支援法第20条に定める認定(同法第19条第1項第2号又は第3号に掲げるものに限る。)を受けていること。

ウ 子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 1 条第 1 号、第 2 号及び第 9 号に定める事由に該当すると事業実施者が認めること。（なお、第 1 号については、「一月において、月を単位に事業実施者が定める時間以上労働することを常態とすること。」と読み替えるものとする。）

エ イ及びウに準じる状態にあると公募団体が認めること。（上記に抛り難い特段の事由がある場合に限る。）

## ②地域枠を利用する児童

全ての保護者が、以下のいずれかの状態にあること。

ア 一般事業主に雇用されていること。

イ 子ども・子育て支援法第 20 条に定める認定（同法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げるものに限る。）を受けていること。

ウ ア及びイに準じる状態にあると公募団体が認めること。（上記に抛り難い特段の事由がある場合に限る。）

## (3) 保育従事者

企業主導型保育事業を行う事業所には、保育士、子育て支援員（「子育て支援員研修事業の実施について(平成 27 年 5 月 21 日付け雇児発 0521 第 18 号雇用均等・児童家庭局長通知)」に規定する子育て支援員をいう。）その他保育に従事する職員として市町村が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者又は公募団体が行う研修を修了した者若しくは両研修の受講予定者（以下「保育従事者」という。）等を置くこととし、当該数の算定に当たっては、保健師、看護師又は准看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

また、保育従事者の数は、次のア～エに掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

ア 乳児 おおむね 3 人につき 1 人

イ 満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児 おおむね 6 人につき 1 人

ウ 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 20 人につき 1 人

エ 満 4 歳以上の児童 おおむね 30 人につき 1 人

## (4) 設備基準

利用定員 20 人以上の施設については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年 4 月 30 日厚生労働省令第 61 号）第 43 条に定める基準を、また、利用定員 19 人以下の施設については、同基準第 48 条により準用する同基準第 28 条に定める基準を遵守すること。

ただし、同基準に抛り難い特別の事情があると公募団体が認める場合においては、同基準を標準として公募団体が定める基準によることがで

きる。

- (5) 上記に定めるもののほか、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年厚生労働省雇児発第177号）別添「認可外保育施設指導監督基準」」を遵守すること。

### 3. 助成金の額

助成金の額は、公募団体が定める「第5の6.」により定める要領（以下「助成要領」という。）により決定するものとする。

### 4. 実施に当たっての留意事項

- (1) 企業主導型保育事業の実施者は、事業の実施に当たっては、児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき、都道府県知事に対し届出を行う必要があることに留意すること。

- (2) 共同利用に当たっての、他の一般事業主との連携

① 企業主導型保育事業の実施者は、その定員の全部又は一部について、設置者以外の一般事業主との間において、当該企業の雇用者の児童に係る利用定員枠の契約を締結することができることとする。

② 上記契約の締結に当たっては、各企業が雇用する労働者の子供が利用できる定員数及び当該定員枠に関する契約企業（①により、設置者と利用定員枠の契約を締結した企業をいう。）の費用負担にかかる取り扱いを明確にすること。

- (3) 「1(3)」の類型により事業を実施する場合

空き定員は、事業実施年度各月初日ごとに、定員から入所児童数（空き定員枠に入所している児童を除く。）を減じた数の範囲内で設定することとし、そのうち各月ごとに実際に利用した児童の数をもって、本事業の対象児童数とする。

- (4) 保育料の設定について

① 保育料については、実施企業が設定するものであるが、助成金の交付に当たっては、別紙4に定める金額（以下「利用者負担相当額」という。）を保育料として徴収することを想定し、別紙2に定める基本分単価から利用者負担相当額を差し引いた額が交付されることを踏まえ、利用者負担相当額をおおむね超えない範囲で設定すること。なお、企業主導型保育事業は、従業員等に対する福利厚生等の側面があることを踏まえ、企業の負担により保育料を引き下げることが可能であること、また同様に従業員枠と地域枠との間で保育料に差を設けることが可能であるが、差異の程度については社会通念上合理的と考えられる範囲に収めること。

② ①により支払を受ける額のほか、保育の提供に当たって、保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該保育に要する費用として見込まれるものの額と利用者負担相当額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を保護者から受けることが

できるものとする。

- ③ ①、②の支払を受ける額のほか、保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を保護者から受けることができる。

ア 日用品、文房具その他の保育に必要な物品の購入に要する費用

イ 保育等に係る行事への参加に要する費用

ウ 食事の提供に要する費用(0～2歳に係る児童に対する食事の提供に要する費用を除き、3歳以上の児童については主食の提供に係る費用に限る。)

エ 保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

オ アからエに掲げるもののほか、保育において提供される便宜に要する費用のうち、保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの

- ④ ②又は③に定める金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、③の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(5) 市町村との連携について

企業主導型保育事業の実施者は都道府県への届出をした際、市町村に対しても当該届出(写)を送付すること。

また、事業を実施するにあたっては、市町村と連携し、相互に協力すること。

(6) 業務の質の評価等

企業主導型保育事業の実施者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

また、運営上、必要と認めるときは、国及び公募団体による助言及び指導に応じなければならない。

(7) 苦情への対応

企業主導型保育事業の実施者は、その施設を利用している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

(8) 事故の発生時の対応等

企業主導型保育事業の実施者は、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について(平成27年2月16日府政共生96号・26初幼教第30号・雇児保発0216第1号通知)」に基づき、都道府県へ報告を行うこと。

なお、必ず賠償責任保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。また、傷害保険等に加入することも必要である。

(9) 利用者への情報提供等

企業主導型保育事業の実施者は、本事業を実施するにあたって、当該施設で提供する保育サービスの内容を明確にするとともに、当該施設利用者に対して情報を提供するよう、努めなければならない。

## 第4 企業主導型保育助成事業（施設整備費）の取扱いについて

### 1. 実施主体

実施主体は、企業主導型保育事業の実施を行おうとする一般事業主等（「第3の1.（1）及び（2）」の規定により、事業の実施を行おうとする一般事業主に限る。）とする。

なお、当事業により助成を受けた一般事業主等は、事業の実施に当たり、児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき、都道府県知事に対し届出を行う必要があることに留意すること。

### 2. 助成対象

「1.」に定める実施主体が、企業主導型保育施設（「第3の2.（3）、（4）及び（5）」に定める基準を満たすものに限る。）を整備するために必要な費用を対象とする。

ただし、当該整備について、国、地方公共団体及び他の公的機関からの補助又は助成を受ける場合は除くものとする。

### 3. 整備の内容

この事業の対象となる整備の区分は、次によるものとする。

- (1) 創設 新たに企業主導型保育施設を整備すること。
- (2) 大規模修繕等 既存建物について、別紙1「大規模修繕等の取扱いについて」により整備すること。
- (3) 増築 既存建物の現在定員の増員を図るための整備をすること。
- (4) 増改築 既存建物の現在定員の増員を図るための整備をするとともに、既存建物の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
- (5) 改築 既存建物の現在定員の増員を行わないで改築（一部改築を含む。）整備を行うこと。

### 4. 助成金の額

助成金の額及び対象経費は、助成要領により決定するものとする。ただし、次に掲げる費用については助成の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用

- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) その他整備費として適当と認められない費用

## 第5 企業主導型保育助成事業の実施方法

### 1. 実施主体

実施主体は、公募団体とする。なお、事業目的を達成するために必要があると認めるときは、事業の一部について、事業を適切に実施出来る者に委託することができる。

### 2. 実施要件

以下の業務を実施すること。

- (1) 企業主導型保育事業に関する広報・啓発（企業主導型保育事業の実施企業について専用HPに掲載することを含む。）
- (2) 事業実施企業との連絡調整
- (3) 事業実施企業又は利用者からの相談等に対する対応
- (4) 事業実施企業等への助成事務
- (5) 助成を受けた企業等に関する指導・監査業務（基準の適合状況等助成要件の確認に係るものに限る。）
- (6) 企業主導型保育事業者及び企業主導型保育事業に従事する者に対する研修
- (7) その他、本事業に資するもの

### 3. 助成金の額

企業主導型保育事業（運営費）に係る助成金の額は別紙2及び別紙4、また企業主導型保育事業（施設整備費）に係る助成金の額は別紙3の補助単価により算定するものとする。

### 4. 助成金交付の条件

公募団体は、助成を行うに当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条等の規定を参考に、助成の条件を付さなければならない。

### 5. 助成の方法等

- (1) 公募団体は、助成を行うときは、「第5の6.」により定める助成要領によるものとする。
- (2) 助成金の交付に対する手続きについては、助成要領によるものとする。

### 6. 助成要領

公募団体は、事前に当職と協議の上、この事業を実施するために必要な要領を別に定めるものとする。

## 第6 会計

公募団体は、この事業を実施するに当たっては、企業主導型保育助成事業について特別会計を設け、明瞭に経理しなければならない。

## 第7 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、事前に当職と協議の上、別途定めるものとする。